

学校適正規模・適正配置についての法令等の定義

1 適正規模・適正配置の考え方

(1) 学校の適正規模

学校の適正規模とは、児童生徒が集団生活の中でお互いに切磋琢磨し、社会性を身につけていくための学校環境の目安（具体的には1校あたりの学級数）をいう。法令では、標準学級数を12学級～18学級、1学級の標準人数を40人としている。佐賀県独自の適正規模等の基準はないが、学級編成基準は法令に準じている。

(2) 学校の適正配置

学校の適正配置とは、適正規模を踏まえ、子どもたちにとって望ましい教育環境を確保していくための方策（学校統合再編、遠距離通学の支援策など）をいう。

2 法令等

(1) 学校教育法施行規則第41条

- ・小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

(第79条：中学校もこれを準用する)

(2) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条第1項第1号及び第2号

- ・学級数が、小学校及び中学校にあってはおおむね12学級から18学級までであること。
- ・通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること。

(3) 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

(平成27年文部科学省)

- ・望ましい学級数の考え方

小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級

以上（6学級以上）であることが必要となる。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級（12学級以上）あることが望ましいものと考えられる。

- ・中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要となる。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいと考えられる。

・通学時間による考え方

適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学について「おおむね1時間以内」を一定の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて、1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当であると考えられる。

※佐賀県独自の適正規模等の基準はない。

※学級数の法令等の標準では、小学校が1学年2学級～3学級、中学校が4学級～6学級となる。白石町の現状では、この標準を満たしている小中学校はない。